［略］	［略］	［略］
第二十三条の二第五号	市町村長	市長（個人番号通知書に係る事務にあっては、区長。第三十五条並びに第三十六条第二項及び第三項において同じ。）
第二十三条の四第二号及び第三号、第二十八条第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
［略］	［略］	［略］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長及び住所地市長
第二十九条第一項	住所地市町村長が	住所地市長が
	住所地市町村長を	住所地区長及び住所地市長を
［略］	［略］	［略］
第三十五条第一項	市町村長は	市長は
第三十五条第一項第一号	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長
	市町村長を	市長を
第三十六条第一項及び第三十八条	委任市町村長	委任市長
第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長
［略］	［略］	［略］

別記様式（第25条関係）

［図　略］

備考１　［略］

２～５　略

６　裏面中「図形」の部分については、主務大臣が定める技術的基準によるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］
第二十三条	市町村長は	市長（個人番号通知書に係る事務にあっては、区長。）は
第二十三条の二第二号及び第三号、第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第二十九条第一項	住所地市町村長が	住所地市長が
	住所地区長を経由して、住所地市長に	住所地区長を経由して、住所地市長に
	おいても	おいても住所地区長に
［同上］	［同上］	［同上］
第三十五条第一項	市町村長は	市長（個人番号通知書に係る事務にあっては、区長（総合区長を含む。）。第二項において同じ。）は
第三十五条第一項第五号	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長
	市町村長を	市長を
第三十五条第三項、第三十六条、第三十八条及び第三十九条	委任市町村長	委任市長
［同上］	［同上］	［同上］

別記様式（第25条関係）

［図　同左］

備考１　［同左］

２～５　同左

６　裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。